

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日を
がとど
る日を
当てる)

目次

- ◇規 則 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 字の区域の変更等
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業計画の決定 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (四件)
- 土地改良事業の認可 (六件)
- 都市計画事業の認可 (二件)
- ◇公 告 昭和四十八年度林業改良指導員資格試験の実施

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十九号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則 (昭和三十九年一月鳥取県規則第四号) の一部を次のように改める。

第四条を次のように改める。

(職場適応訓練の指示等の通知)

第四条 公共職業安定所長は、第二条の指示をしたときは、職場適応訓練受講指示連絡通知書 (様式第一号) を知事に送付するものとする。

2 公共職業安定所長は、第二条の指示を変更し、又は取り消したときは、職場適応訓練受講指示変更 (取消し) 連絡通知書 (様式第二号) を知事に送付するものとする。

第五条第一項中「(様式第二号)」を「(様式第一号の二)」に改める。

第六条第一項中「前二条の申込書」を「第四条第一項の通知書及び前条の申込書」に、「(様式第三号)」を「(様式第一号の三)」に改め、同条第三項中「(様式第四号)」を「(様式第三号)」に改める。

第十条第二項中「一月に満たない月」を「十六日に満たない月又は月の中途で職場適応訓練を開始し、終了し、若しくは中止した月」に改め、同条第三項中「(様式第五号)」を「(様式第四号)」に改める。

第十一条第一項中「(様式第六号)」を「(様式第五号)」に改め、同条第三項中「変更又は解除の諾否を」を「委託契約を変更し、又は解除することを適当と認めるときは、職場適応訓練委託契約変更 (解除) 通知書 (様式第六号) により」に改め、第十二条に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定により委託契約を変更し、又は解除するときは、職場適応訓練委託契約変更 (解除) 通知書により受託事業主に通知するものとする。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号

職 場 適 応 訓 練 受 講 指 示 連 絡 通 知 書

鳥取県知事 殿

次のおり職場適応訓練の受講を指示しましたので、連絡いたします。

年 月 日

公共職業安定所長氏名

㊦

氏 名	性 別	年 齢	住 所	指 示 日 月 年	指示の種類	訓 練 期 間		訓 練 種 類	委 託 費 予 定 月 額	※ 委 託 費 決 定 月 額	㊦ 資格の有無及び ㊦ 金支給の基礎と なつた賃金日額
						年 月 日 から	年 月 日 まで				
						年 月 日 から	年 月 日 まで				
						年 月 日 から	年 月 日 まで				
						年 月 日 から	年 月 日 まで				

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

様式第一号の次に次の二様式を加える。

様式第1号の2

鳥取県知事 殿

職 場 適 応 訓 練 受 託 申 込 書

次のとおり職場適応訓練の受託を申し込みます。

年 月 日

事 業 所 名
事業所所在地

代表者氏名

㊦

事業内容	資本金額	従業員数	加入保険等	健保、失保、厚生、労災、退共
作 業 内 容				
指 導 員 氏 名	男 女	歳	学 歴	資 格
訓練修了後そのまま雇用し得る見通し			雇用後の賃金	免 許
※公共職業安定所長の意見等				その他

(注意) ※印欄は、記入しないでください。

様式第1号の3

職 場 適 応 訓 練 委 託 契 約 書

職場適応訓練委託規則(昭和39年1月鳥取県規則第4号。以下「規則」という。)に基づき、鳥取県知事を甲とし、(住所又は所在地)(氏名又は名称)を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、年 月 日付の乙からの職場適応訓練の受託の申込みを承諾し、年 月 日付の職場適応訓練受講指示連絡知通書に記載された者に係る職場適応訓練を乙に委託する。

第2条 職場適応訓練の実施、委託料の支払、本契約の効力の変更その他職場適応訓練に関する事項については、規則に定めるところに従って行われるものとする。

上記契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

年 月 日

甲 乙

㊦ ㊧

様式第二号を次のように改める。

様式第2号

職場適応訓練受講指示変更(取消し)連絡通知書

鳥取県知事 殿

年 月 日付で連絡をされました職場適応訓練の指示については、次のおり変更(取消し)をしたので、連絡いたします。

公共職業安定所長氏名

㊦

変更(取消し)をした者の氏名		
変更(取消し)年月日	年 月 日	
変更(取消し)の内容		

様式第三号を削り、様式第四号に「申込みのあった」と「〇〇公共職業安定所長が指示をした」との欄を、同様名称を様式第三号とし、様式第五号を様式第

四号とし、様式第六号に

変更に関する事項	解除事項	異除項
	理由	

を

変更(解除)に係る 訓練生氏名	変更(解除)に係る 訓練生氏名
	変更(解除)の内容
理由	

に改め、同様式を様式第五号

とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第6号

職場適応訓練委託契約変更(解除)通知書

殿

年 月 日付で貴殿と締結した職場適応訓練の委託契約は、年 月 日から次のとおり変更(解除)することとしたので、
通知します。

年 月 日

鳥取県知事

㊟

変更(解除)に係る 訓練生氏名	
変更(解除)の内容	
変更(解除)の理由	

様式第七号中

関する事項		期 間	職 種
訓練効果	日 数		
1 知識、技能等の習得程度 2 その他			委託料総額
			円

関する事項		期 間	開始日	職 種
訓練効果	日 数		修了日	
1 知識、技能等の習得程度 2 その他		簡月 ()		
		年 年		
		月 月		
		日 日		

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の職場適応訓練委託規則第十条第二項の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第九百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九

十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和四十八年一月一日現在の地番による。）
大字西高尾字西峯	大字西高尾字上野七六三の一部、七六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字飛渡り七六六の一部、大字西高尾字向峯八四九から八五五までの一部、大字西高尾字西峯のうち八四八の一の一部、八四八の五から八四八の八までの一部、八四八の一〇から八四八の一五までの一部、八四八の一六、八四八の一七、八四八の一八の一部、

<p>大字西高尾 字飛渡り</p>	<p>大字西高尾 字飛渡り</p>	<p>大字西高尾字向峯</p>	<p>八四八の三三から八四八の三五までの一部、八四八の五一の一部、八四八の六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西高尾字下向峯八八〇の一の一部、八八一の一部及び八八二の一部</p>
<p>大字西高尾字柏谷五四六の一〇及び五四六の一一、大字</p>	<p>大字西高尾字飛渡りのうち七六六及びこれと一体をなす 国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字下桑木谷六九七の一部、七〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字桑木谷七〇四の一部、七〇五の一部、七一〇から七三三までの一部、七二四から七二七までの一部、七二八、七二九の一部、七三〇、七三一の一、七三一の二の一部、七三二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字上野七六三の一部、七六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字西峯八四八の五から八四八の八までの一部、八四八の一〇から八四八の一五までの一部、八四八の一六、八四八の一七、八四八の二三から八四八の三五までの一部、八四八の六二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字向峯のうち八四九から八五七までの一部、八五八の二の一部、八五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字西高尾字下向峯のうち八八〇の一の一部、八八一の一部、八八二の一部及び九〇二の一五の一部以外の区域</p>	<p>大字西高尾字上野 西高尾字菘本松六二〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字西高尾字桑木谷七三二の一部、七三三の一部、七三三の一及び七三四の一部、大字西高尾字坂ノ上ミの全区域、大字西高尾字上野のうち七六三の一部、七六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字西高尾字飛渡り七六六の一部及びこれと一体をなす国有地、大字西高尾字西峯八四八の一の一部、八四八の一八の一部、八四八の五一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字向峯八五六の一部、八五七の一部、八五八の二の一部、八五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字西高尾 字下桑木谷</p>	<p>大字西高尾 字下桑木谷</p>	<p>大字西高尾字向峯</p>	<p>大字西高尾 字下桑木谷</p>
<p>大字西高尾字柏谷五四六の一〇及び五四六の一一、大字</p>	<p>大字西高尾字飛渡りのうち七六六及びこれと一体をなす 国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字向峯</p>	<p>大字西高尾 字下桑木谷</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字西高尾字下向峯、大字西高尾字桑木谷、大字西高尾字ラクサ松頭及び大字西高尾字坂ノ上ミ</p>	<p>大字西高尾字柏谷</p>	<p>大字西高尾字柏谷のうち五四六の一〇及び五四六の一以外の区域</p>	<p>大字西高尾字家ノ後口</p>	<p>大字西高尾字家ノ後口のうち五七三の二、五七六の一及び五七六の二以外の区域</p>	<p>大字西高尾字老本松</p>	<p>大字西高尾字老本松のうち六二〇の一及びこれと二体をなす国有地並びに六二〇の二及び六二七の一と二体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字西高尾字林ノ岡</p>	<p>大字西高尾字家ノ後口五七三の二、五七六の一及び五七六の二、大字西高尾字林ノ岡の全域、大字西高尾字稲場六二八の一の一部、六二八の四の一部、六二八の八、六二八の一四から六二八の二〇までの一部、六二八の二七及びこれらと二体をなす国有地並びに大字西高尾字ラクサ松頭のうち六二九の一部六四七の一の一部、六四七の二の一部、六四八の一部及びこれらと二体をなす国有地以外の区域</p>	<p>の二の一部、七三二の一部、七三三の一部、七三三次一、七三四の一部及びこれらと二体をなす国有地以外の区域、大字西高尾字向峯八五九の一部並びに大字西高尾字下向峯九〇二の一五の一部</p>
-----------------	--	-----------------	--------------------------------------	-------------------	---	------------------	---	------------------	---	--

鳥取県告示第九百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から同土地改良区が行なう土地改良事業に係る西高尾地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十八日付で八頭郡八東町大字徳九九四番地森下次朗ほか十四人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良（八東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（八東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十月十八日付で八頭郡河原町大字本鹿一〇五の二番地谷口芳雄ほか十七人の者から申請のあつた県管で行なう土地改良（河原地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（河原地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備）事業計画の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十号

昭和四十八年十月二十七日付で米子市長から申請のあつた土地改良（吉谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十一号

昭和四十八年十月二十七日付で米子市長から申請のあつた土地改良（富益地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十二号

昭和四十八年十月二十日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（森坪地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十三号

昭和四十八年十月二十日付で佐治村長から申請のあつた土地改良（刈地地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十二月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十四号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（笠木地区農道整備）事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十五号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(神福地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十六号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(福万来地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十七号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(萩原地区農道整備)事業は、

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十八号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(上萩山地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百七十九号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(豊栄地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百八十个

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業

二・三・十一 産業高校山根線

三 事業施行期間

昭和四十八年十二月四日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

倉吉市上井字新土手並びに山根字鍛治田、字一本木、字中鶴田、字上鴨田、字下大日、字壺町田及び字上大日地内

鳥取県告示第九百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業

三・三・三 外港外江線

三 事業施行期間

昭和四十八年十二月四日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

境港市馬場崎町及び蓮池町地内

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和38年4月鳥取県条例第11号）第2条の規定により、昭和48年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和48年12月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和16年文部省令第54号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）、旧実

業学校教員検定に関する規程(大正11年文部省令第4号)若しくは旧
中学校、高等女学校教員検定規程(明治41年文部省令第32号)により
林業に関する学科目の検定に合格した者

(2) 学校教育法による高等学校、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)

による中等学校、旧実業学校令(明治32年勅令第29号)による実業学
校、旧高等女学校令(明治32年勅令第31号)による高等女学校若しく
は旧中学校令(明治32年勅令第28号)による中学校を卒業した者又は
大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)、旧専門学校入学
者検定規程(大正13年文部省令第22号)若しくは旧実業学校卒業程度
検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定に合格した者で、卒
業又は検定合格後、昭和49年2月8日までに、次のア若しくはイの職
務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が4年以上に達す
るもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験
研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等
学校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験
研究又は教育
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関す
る技術についての普及又は指導

(3) (1)又は(2)に掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると
知事が認めたる者

(注) 受験資格(3)により認定を受けようとする者は出願書類に受
験資格認定申請書(第1号様式)を添え、昭和49年1月7日
までに、知事に提出すること。

2 試験実施方法

(1) 受験願書の受付期間

昭和48年12月15日から昭和49年1月7日まで(郵送の場合は、昭和
49年1月7日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 受験願書の受付場所

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県豊林部造林課

(3) 試験の日時

筆記試験 昭和49年2月8日 9時から

口述試験 昭和49年2月8日 13時から

(4) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県庁会議室

(5) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

イ 筆記試験は、学校教育法による大学卒業程度の林業技術及び林業
常識について、次の項目により行なう。

必須項目	林業経営、造林、森林保護、特殊林産
選択項目	木材加工、林産化学、林業機械

ウ 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力
について行なう。

3 出願書類

- (1) 受験願書 (第2号様式)
 - (2) 履 歴 書 (第3号様式)
 - (3) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
 - (4) 1の(3)に該当する者にあつては、1の(2)のア又はイの職務に従事した期間につき、受験資格を有することを証する職歴証明書(第4号様式)
 - (5) 写真(最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の手札型で、無合紙のものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- 4 受験手数料及びその納付方法等
- (1) 受験手数料 500円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。
 - (3) 既納の手数料は、還付しない。
- 5 合格者の公表
- 試験合格者の氏名は、試験実施後1箇月以内に公表するとともに、合格者に通知する。
- 6 その他
- (1) 試験に関し不正の行為があつた場合は、受験を停止し、又は合格を無効とする。
 - (2) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部造林課又はもよりの地方農林振興局林業課に照会すること。
- なお、郵便で照会する場合は、返信用切手を同封すること。

第1号様式

(日本標準規格 B5)

受験資格認定申請書

鳥取県知事 殿

林業改良指導員資格試験を受験する資格を有する者であることの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏 名 ㊟

記

氏名		
生年月日		性別
本籍		
現住所		

第2号様式

(日本標準規格 B5)

受験申請書

鳥取県知事 殿

収入証紙
はりつけ欄

林業改良指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名 ㊟

記

氏名		
生年月日		性別
本籍		
現住所		
選択項目		

第3号様式

履歴書			
ふりがな	生年	年日	性別
本籍			
現住所			
学歴			
卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地	
年 月			
職歴			
勤務期間	勤務場所	職名	業務内容
年 月 日から			
年 月 日まで			
賞罰			
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日	氏 名 ④		

第4号様式

職歴証明書	
職 名	年 月 日生
ふりがな	
氏 名	
1 試験研究に従事した期間及び勤務場所 2 教育に従事した期間及び勤務場所 3 普及指導に従事した期間及び勤務場所	
上記に相違ないことを証明する。	
年 月 日	所屬長 職 名 ④
	氏 名 ④

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一冊一箇月三百円(送料を含む。)